

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム福祉の森 聖孝園 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第 0873500086 号)

当事業所は入居者に対して認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	4
4. 職員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）	11
7. 残置物引取人	12
8. 入居者及び入居者代理人の権利	12
9. 入居者及び入居者代理人の義務	12
10. 苦情の受付について	13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛孝会
- (2) 法人所在地 茨城県高萩市石滝 2470 番地
- (3) 電話番号 0293-22-3484
- (4) 代表者氏名 理事長 佐藤 孝政
- (5) 設立年月 昭和 52 年 3 月 28 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
平成 14 年 2 月 1 日 指定 0873500086 号
平成 27 年 2 月 1 日更新 指定 0873500086 号

(2) 事業所の目的

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、要介護者（介護予防にあつては要支援 2 者）であつて認知症の状態にある者（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にある者を除く）について、共同生活住居において、家庭的な環境と、地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介助の他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 グループホーム 福祉の森 聖孝園
- (4) 事業所の所在地 茨城県日立市十王町高原 333 番地 6
- (5) 電話番号 0294-39-1166
- (6) 施設長（管理者）氏名 熊田 恒男
- (7) 当事業所の運営方針

- ① 地域の認知症高齢者が、家庭的な環境の中で、安定した健康で明るい生活が送れるよう共同生活の場を提供します。
- ② 可能な限り自立した生活を送ることができるように「自立支援」をサービスの基本とします。また、介護計画に基づき、心身の状態に応じて個別に必要なサービスを提供します。
- ③ 生活の主体は入居者であり、自己決定権を持ちます。ホームは「自由な生活空間」と考え、一律のルールやスケジュールで管理した運営は行いません。併せて、原則として身体の抑制や、夜間帯を除きホームの玄関、出入り口の施錠等による行動制限は行いません。
- ④ 共同生活を営む者同士の「集団の力」を生かし、お互いに助け合う生活が営まれるように支援します。
- ⑤ 地域を生活圏とし、「地域の一員」として暮らしていけるようにします。
- ⑥ 家族と「共に築く」ことを重視します。
- ⑦ 法人内外の機関等と連携し、ボランティア等の協力を得て生活を支援します。

- (8) 開設年月 本館 平成 14 年 2 月 1 日
 新館 平成 18 年 5 月 1 日
- (9) 入居定員 本館 9 名
 新館 9 名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

本館

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	9 室	(和室 4 室、洋室 5 室)
食堂	1 室	
浴室	1 室	

新館

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	9 室	(和室 3 室、洋室 6 室)
食堂	1 室	
浴室	1 室	

☆居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

※トイレの場所：居室外にあり

4. 職員の配置状況

当事業所では、入居者に対して認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

本館

職種	人員数
1. 施設長 (管理者) (兼務)	1 名
2. 事務員 (兼務)	1 名
3. 介護支援専門員	1 名
4. 介護従事者	5 名以上
5. 夜勤者	1 名

新館

職種	人員数
1. 管理者（兼務）	1名
2. 事務員（兼務）	1名
3. 計画作成担当者	1名
4. 介護従事者	5名以上
5. 夜勤者	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護従事者	日勤 9:00～18:30
	遅番 9:30～19:00
2. 夜勤者	勤務時間 16:30～10:00（翌朝）

※本館、新館共通

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

※各利用者の負担割合によって給付される額が異なります。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7:30～8:00 昼食：11:30～12:30 夕食：17:30～18:30

②入浴

- ・入浴は、適切な方法により入居者の希望に基づいて行い、又は清拭します。

③排泄

- ・心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助をします。

④その他自立への支援

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第7条参照)

下記の料金表によって、入居者の要介護（介護予防にあつては要支援2）度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入居者の要介護（介護予防にあつては要支援2）度に応じて異なります。）

① 基本料金（施設利用）

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 施設サービス費	749	753	788	812	828	845
2. サービス提供体制強化加算 I	22					
3. 介護職員等処遇改善加算（I）	月の合計単位数に 18.6%を乗じる					
4. 地域区分（5等地）	月の合計単位数に 10.45 円を乗じる					

【一日あたりのおおよその料金】

自己負担が1割の場合	955 円	960 円	1,003 円	1,033 円	1,053 円	1,074 円
自己負担が2割の場合	1,911 円	1,921 円	2,007 円	2,067 円	2,106 円	2,149 円
自己負担が3割の場合	2,866 円	2,881 円	3,011 円	3,100 円	3,160 円	3,223 円

※ただし、入所後30日間に限り、上記料金に1日あたり30単位が割り増しとなります。

② 退居時相談援助加算

400単位/1日につき

- ・地域の認知症介護の拠点として、グループホームを退居する入居者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助を行った場合に、対象者お一人につき1回を限度とします。

③ 若年性認知症利用者（入居者）受入加算 120単位/1日につき

- ・若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合。

☆入居者がまだ要介護（介護予防にあっては要支援 2）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護（介護予防にあっては要支援 2）の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 居室利用料

1 か月あたり： 30,000 円 （本館）
40,000 円 （新館）

② 食事代

1 か月あたり： 43,000 円

③ 光熱水費

1 か月あたり： 12,000 円

④ 嗜好に伴う食事

利用料金：要した費用の実費

⑤ 理髪 [理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

1 回あたり： 1,500 円

⑥ 貴重品の管理

入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長（管理者）

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

1 か月あたり： 1,000 円

⑦ 共益費

生活上の共同部分にかかる費用

1か月あたり： 5,000円

⑧ 教養娯楽費

行事やレクリエーションにかかる費用

1か月あたり： 3,000円

<例>

主な行事予定

	行事内容	備考
4月	お花見会、バスハイク	
5月	端午の節句、母の日、バスハイク	
6月	父の日、バスハイク	
7月	七夕まつり、バスハイク	
8月	納涼会、流しそうめん、花火、バスハイク	
9月	敬老会、バスハイク	
10月	地域運動会への参加、味覚狩り、バスハイク	
11月	紅葉・果物狩り、バスハイク	
12月	クリスマス会、そば打ち、バスハイク	
1月	初詣、新年祝賀会、バスハイク	
2月	節分、バスハイク	
3月	ひな祭り、バスハイク	

※ 誕生日会は入居者の誕生日に行います。

主なレクリエーション内容

レクリエーション内容
フラワーアレンジメント、アートワーク・工作、園芸、裁縫、映画ビデオ鑑賞、習字、編み物、刺繍、料理教室、カラオケ、ゲーム各種 芸術療法、音楽療法、回想法 など

⑨ 複写物の交付

入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑩ 紙おむつ等 実費相当額

⑪ 日用雑貨費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

日用雑貨費 要した費用の実費相当額

⑫ 移送・付添サービス 交通費の実費相当額

⑬ 入院期間中の援助 1回あたり 800円

- ⑭ **入居保証金** 入居時に 100,000 円お預かりいたします。
 ※退居時、居室のクリーニング代など差し引いてお返しいたします。

⑮ **契約書第 21 条に定める所定の料金**

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から
 現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

入居者の要介護度 (介護予防にあつては要支援 2) と サービス利用料金	要支援 2 7,827 円	要介護 1 7,868 円	要介護 2 8,234 円	要介護 3 8,485 円	要介護 4 8,652 円	要介護 5 8,830 円
--	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) **利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）**

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 常陽銀行 高萩支店 普通預金 1495448 社会福祉法人愛孝会 福祉の森 聖孝園 理事長 佐藤 孝政
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、 茨城県信用組合、農業協同組合（JA バンク）

(4) **入所中の医療の提供について**

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）（入所前のかかりつけ医の継続をお願いします。）

① **協力医療機関**

医療機関の名称	県北医療センター高萩協同病院
所在地	茨城県高萩市上手綱 1006-9
診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、脳外科、眼科 脳神経外科、循環器、呼吸器、皮膚科、歯科口腔外科

② **協力歯科医療機関**

医療機関の名称	若松歯科医院
所在地	茨城県高萩市大和町 1 - 2 7

6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。（契約書第 16 条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護（介護予防にあつては要支援）認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援 1 と判定された場合② 共同生活を営むことに支障をきたすようなことになった場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合④ 事業所の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

（1）契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 入居者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 入居者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行 |
|--|

- うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が入院治療が必要となるなど、事業者が自ら介護サービスを提供することが困難となった場合
 - ⑤ 入居者が介護老人福祉施設又は、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

7. 残置物引取人（契約書第 22 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当事業所に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 22 条参照）

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入居者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 入居者及び入居者代理人の権利

入居者及び入居者代理人は、当事業所のサービスに関して以下の権利を有します。

なお、これらの権利を行使する事によって、入居者はいかなる不利益も受ける事はありません。

- (1) 安全かつ心理的に安定を保ちつつ、個性や能力を発揮した生活を送れること。
- (2) 個人の自立を基本とし、その人らしい生活や必要に応じた適切な介護が継続的に受けられること。
- (3) 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、プライバシーを保ち尊厳を維持すること。
- (4) 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- (5) 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。
- (6) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。

9. 入居者及び入居者代理人の義務

入居者及び入居者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います

- (1) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- (2) サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

※但し、その場合、事業者は入居者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

- (3) ホームの施設、設備について故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしします。
- (4) 心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入居者及び入居者代理人と事業者との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとしします。
- (5) 入居者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供するものとしします。

10. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 計画作成担当者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～18:00（電話受付：24時間）

また、苦情受付ボックスを玄関等に設置しています。

- ④ 公正・中立な立場から客観的に苦情の解決をはかる第三者委員を配置しています。

(2) 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

(3) 行政機関その他苦情受付機関

日立市保健福祉部 介護保険課	所在地 電話番号	日立市助川町1-1-1 0294-22-3111
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	水戸市笠原町978-301 029(301)1550
茨城県社会福祉協議会	所在地 電話番号	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館 029(241)1133
茨城県保健福祉部 長寿福祉課地域ケア 推進室	所在地 電話番号	水戸市笠原町978-6 029(301)1111

※受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム 福祉の森 聖孝園

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

入居者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 平屋建 (本館)
木造 二階建 (新館)
- (2) 建物の延べ床面積 372 m² (本館)
456.86 m² (新館)

(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

- [介護老人福祉施設] 平成14年 2月 1日指定 茨城県 0873500060号 定員 50名
- [通所介護] 平成14年 2月 1日指定 茨城県 0873500078号 定員 35名
- [短期入所生活介護] 平成14年 3月 29日指定 茨城県 0873500094号 定員 20名
- [生活支援ハウス] 平成14年 4月 1日 定員 20名
- [居宅介護支援事業] 平成14年 7月 1日指定 茨城県 0873500128号
- [介護予防支援事業] 平成20年 1月 1日指定 日立市 0800200024号
- [地域包括支援事業] 平成20年 1月 1日

(4) 事業所の周辺環境

日立市十王町の西部に位置する高台にあり、四方を緑豊かな山々に囲まれた閑静な環

境で四季折々に広がる大パノラマが壮大な所です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護従事者…介護従事者は、運営基準に従って入居者の介護を行います。

日中の時間帯においては常時1人以上の介護従事者を配置します。

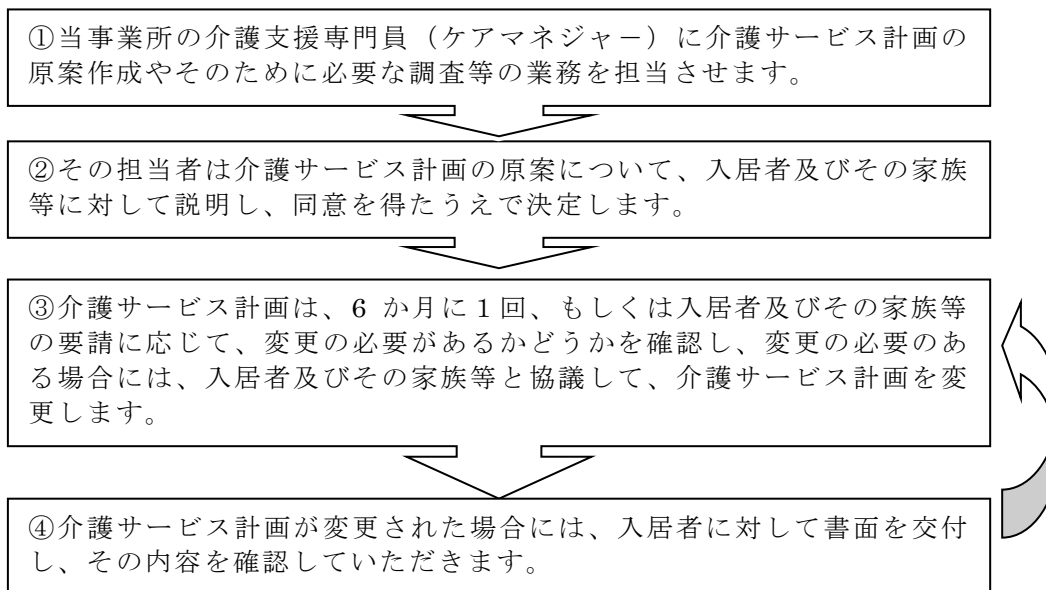
計画作成担当者…計画作成担当者、介護支援専門員は、自らも介護従事者として勤務するとともに、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

夜勤者…夜勤時間帯の入居者の介護を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「介護サービス計画」に定めます。

「介護サービス計画」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1) 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2) 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- 3) 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- 4) 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 5) 虐待防止について、事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
※虐待防止に関する責任者：熊田 恒男
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備します。
- ④ 従業者に対する虐待防止啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。
- 6) 身体拘束について、事業者は原則として身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
- 《緊急性》直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- 《非代替性》身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- 《一時性》利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- 7) 事業所及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)また、サービス終了後及び従業員の退職後も秘密保持を継続する手段を講じます。
- ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 8:00～19:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません
- 事故発生時は市町村、当該入居者の家族等に連絡を取り、早急に措置をします。

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. 非常災害対策について

天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難など適切に対処します。また、事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。

- ・ 消火、通報及び避難の訓練（月 1 回）
- ・ 消防署が立ち会う総合訓練（年 2 回）
- ・ 消防設備、設置等の点検及び整備（月 1 回）
- ・ 従業者の火気の使用または取扱いに関する監督
- ・ その他、消火管理上必要な業務